

平成31年第1回邑楽町議会定例会議事日程第4号

平成31年3月15日（金曜日） 午前10時開議

邑楽町議会議場

- 第 1 発議第2号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正を求める
決議案
- 第 2 請願・陳情
- 第 3 閉会中の継続調査について

○出席議員（12名）

1番	黒田重利	議員	2番	大賀孝訓	議員
3番	瀬山登	議員	4番	松島茂喜	議員
5番	塩井早苗	議員	6番	原義裕	議員
7番	松村潤	議員	8番	神谷長平	議員
9番	半田晴	議員	10番	坂井孝次	議員
11番	大野貞夫	議員	14番	小島幸典	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金子正一	町長
大舩一	副町長
藤江利久	教育長
関口春彦	総務課長
横山淳一	企画課長
金井幸男	税務課長
築比地昭	住民課長
田部井春彦	安全安心課長
橋本恵子	健康福祉課長
久保田裕	子ども支援課長
森戸栄一	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長
小林隆	商工振興課長
阿部昌弘	都市建設課長
山崎健一郎	会計管理者 兼会計課長
中繁正浩	学校教育課長
半田康幸	生涯学習課長

○職務のため議場に参加した者の職氏名

松	崎	嘉	雄	事	務	局	長
石	原	光	浩	書			記

◎開議の宣告

○小島幸典議長 これより本日の会議を開きます。

議事の日程は、配付のとおりであります。

[午前10時02分 開議]

◎日程第1 発議第2号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部改正を求める決議案

○小島幸典議長 日程第1、発議第2号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正を求める決議案を議題とします。

提出者から趣旨の説明を求めます。

坂井孝次議員。

[10番 坂井孝次議員登壇]

○10番 坂井孝次議員 皆さん、おはようございます。

先回の2月22日全員協議会で、邑楽町議会議員定数条例の一部を改正する条例がありました。そのときに私は反対討論いたしまして、そのときに発議者と私の間で一応対案を用意してくれということに約束されましたので、私もそれについて対案を用意しますということで回答を申し上げました。そこで、私はこれから邑楽町議会の発議第2号の中で対案を説明させていただきますので、それを私の対案というふうにご理解をいただきたいと思っております。

発議第2号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正を求める決議案について趣旨説明を申し上げます。内容については、朗読をもって説明させていただきます。なお、塩井早苗議員、大賀孝訓議員、黒田重利議員の賛同を得て提出をさせていただきますので、よろしくご決定をくださるようお願いを申し上げます。

邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正を求める決議案

地方議員のなり手不足問題がいくつかの自治体で問題となっています。群馬県では、昭和村の議会議員選挙で立候補者が定数を下回ったことは記憶に新しいことであります。

この問題は、政治に対する関心度の低さや不信感とともに議員報酬の低さが大きな要因と考えています。

地方議員の報酬は全国平均で月額約25万円といわれていますが、これだけで家族を養うことは難しいと思います。議員報酬だけでは生活が維持できないとなれば、職業的には魅力ある業種とはいえません。

魅力のない業種に優秀な人材を期待することに無理があると思っています。従って、この現状を打開するには、議員の報酬で活動が維持できる状態にすることが不可欠と考えています。

従って、呂楽町を「活気にあふれたまち」にするため、呂楽町特別職報酬等審議会で検討されることを望みます。

以上であります。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 まず、確認をさせていただきたいと思うのですが、この発議案の題目といましようか、表題になっていることですが、「呂楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正を求める決議案」となっておりますが、そもそもこの条例を改正するのは紛れもなく議会でありまして、議員がこの表題で発議するという事は、その一部改正を行う議会に対して議員が求めているという形になっているのかなと私は思うのですが、下のほうに趣旨的には「呂楽町特別職報酬等審議会で検討されることを望む」というふうに書いてありますが、呂楽町特別職報酬等審議会にこの条例の改正を求めているのですか。そういうことでよろしいのでしょうか。

ちょっと待ってください。私が把握している限りでは、先ほども申し上げましたけれども、条例を改正するのも、制定するのも撤廃するのも、最終的には議決でもって議会が決めているわけです。ここへお書きになっている特別職報酬等審議会というところには、条例を改正する権限はありません。ですから、先ほども申し上げましたように、この表題からいうと、議員がみずから議会にその条例の改正を求めていることになってはいますが、こういった内容でよろしいのでしょうか。

○小島幸典議長 坂井孝次議員。

○10番 坂井孝次議員 よろしいかよろしくないかは皆さんで考えていただいて結構ですが、この中で、皆さんの提議された中で、文面を見ると、議員報酬の額が維持されるという、いろいろ12人に振り分けることとかと書いてありますが、そういうことを書いてあることは、文面から理解すると、議員の報酬を上げないとなかなか若い議員が集まらなないと、こういうことを意味していると思います、文面から見ると。そうすると、こういう文面があるということに、私自身もそれを賛成しています。そうすると、こういうのは議員が執行部に対してこういう要望があるよと、そうしないと議員は集まらなないとことを意味しているわけですから、私はその観点からこういう、呂楽町特別職報酬等審議会で検討されることを望むということで意味を持っております。だから、議員がやるものではないだろうということであるかもしれませんが、そういう意見もある中で、これは議員の中からこういうことも出ているということを書いていかないと物事は変わらないという観点からこれを出させていただきました。

以上です。

○小島幸典議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 全く私には理解できないのですが、例えば呂楽町特別職報酬等審議会

の開催を求めているのであれば、表題はこの開催を、町長が開催権持っているわけですから、招集権は、ですから町長に対してこの審議会の開催を求めると、その理由として、坂井議員書かれたように、この理由をつけて開催を求めるとであれば結構ですけども、先ほど申し上げたように、条例の改正や撤廃や制定というのは、議会そのものが、議会で議決して決定することですよね。ですから、その議会に対して、これを見ると、一部改正を求めているわけですから、これはちょっとつじつまが合わな過ぎますよ、どう考えても。普通こういった発議案出すときには、最終的な目的が邑楽町特別職報酬等審議会を開催して今の議員報酬の額について審議をしていただきたいという趣旨であれば、間違いなくそういう趣旨で出されていると思うのです。それであるならば、その審議会の開催を町長に求める決議案を提出するのが、物事の道理というか、常識的な話だと私は思うのですけれども、そういう私は理解でおるのですが、もう上程されてしまっているのも、また審議に入ってしまったので、今からこれを書き直すということはできないのでしょうかけれども、正直な話、ちょっと恥ずかしい内容かなというふうには思っているのですけれども、そういった意識はないでしょうか。

○小島幸典議長 坂井孝次議員。

○10番 坂井孝次議員 恥ずかしくないかということになると、恥ずかしいと思いませんね、私は。見方が違うと思えますけれども、こういう提案というのは、町長に請願書を出すなり嘆願書を出すなり、そういう方法も一つあると思えます。ところが、やはりこれは邑楽町だけが対応する問題ではないわけですよね、私が考えるには。全国的な問題です。昭和村の件もそうでしょう。これは全国的な問題で、議員のなり手がいないというのは、みんな困っているわけです。それを小さい議会から改革をしていくことによって改革が成り立つ、私は思っているのです。それがこういう議会で話し合いがあったということがマスコミ等で流れたら、それは波及力は非常に大きいと思っています。私はだから、今のような対応でやることのほうがパンチ力も大きいし、大きな普及力を持って全国に波及するのではないかということだと思いますので、私は実は恥ずかしいというふうには思っていないのです。見方によっては、やり方が常識を欠いているということかもしれませんけれども、私としてはそういう観点で考えております。

○小島幸典議長 松島茂喜議員。3問目です。

○4番 松島茂喜議員 恥ずかしくないか恥ずかしいかというのは個々の気持ちですから、それは恥ずかしくないということであれば結構なのですが、ただこれを審議する上で私はちょっと、私自身は、ちょっと恥ずかしいのかなという気持ちがあったものですから、大変失礼だとは思ったのですけれども、こういう質問をさせていただきました。

3問目になるので、最後にお聞きをいたしますけれども、これ非常に急に、拙速に出てきたという議案だと思うのです。私のほうから対案をと申し上げたのは、2月22日の全員協議会でありました。ですから、これを提出するに当たって、やはり町民の方々の考え方というのを、段取りからす

ると伺って、十二分に今まで時間がありましたので、その間に結論を出してくれという提案の仕方だったらしいのですが、急に本当にきのうきょうという、そういう状態で、私も文面いただいたのは邑楽南中学校の卒業式の後でしたので、坂井議員から、本人から直接手渡ししていただきました。初めてそこで見させていただいたのですが、邑楽町特別職報酬等審議会を仮に開催をしてくれということ望むのであれば、当然具体的な報酬額も含めて、町民の方が民意としてどういう考え方を持っているのだと、定数は減らさず報酬だけ増額するということに関してどういった考えを持っているのかということ当然聞いて、その民意を反映させるのが私たち議員の仕事ですから、そういった時間が私は必要であったのではないかなと思うのですけれども、全くその時間がございませんでしたが、その件については問題ないとお思いなのでしょうか。

○小島幸典議長 坂井孝次議員。

○10番 坂井孝次議員 民意を聞いたかということに関しては、2月22日に提案をされたものについて、町民の皆さんに聞きました。たくさんの人に聞いております。どう言ったかということ、議員が議員の報酬を自分たちで決めてしまったということはおかしいだろうと、そういうのは特別職報酬等特別委員会、そういうところで検討されるべきものだということで、前回の討議に関してはこれは問題だということたくさんの人に聞きました。それなので私は、22日から検討した上で対案を考え、やった結果が、きょうの結果であります。その結果によって、自分たちがどうすべきかというのを多くの人に検討していただくのが必要だと思っています。

また、皆さんが言われた中で、議員を2人減らしてその報酬を各議員に分配する、このことがやっぱり町民にはほとんど理解ができていなかったというふうに私は理解しています。ですから、これでは困るので、いずれにしても報酬を上げるということは必要だろうと、こういう観点から、地道に手順を踏みながら、邑楽町特別職報酬等審議会等で審議をしていただくのが一番いいだろうと私は思って、こういう結論に達しました。

以上です。

○小島幸典議長 ほかに質疑ありませんか。

瀬山登議員。

○3番 瀬山 登議員 今回の議員報酬、費用弁償に関する条例で一部改正を求めるということですが、これはやはり報酬を上げるのが目的で審議してもらわなければならないけれども、私のことを、自分のことを少し申し上げては申しわけないのだけれども、私は4年前にこの議会に新人議員として、議会に新風をと自分の気持ちで入ってきました。挑戦しました。そのとき自分の、今度議員になったら報酬は幾らだろう、そういうのは全然関心持っておりませんでした、給料については、ただ、町が、町の議会が町長派、反町長派と2つになって、常に個人的な中傷をし合って、肝心な町の議案審議がうまくいっていない、いろいろ問題があるようであらう聞いておりましたものですから、こんな状態でいいのだろうか、私ももし町の議員になっていろいろ審議ができるのだ

ろうか、もし自分も入らせていただけるなら町民の代表として入っていろいろ意見を述べてみたいなどと思って挑戦したわけでございます。入ってみると、確かにいろいろありました。今これ、最後のきょう議会ですから、4年間いろいろ体験させていただきました。自分では、普通新人議員ができない任務が与えられるようなことまで私に、同僚議員からやれということいろいろ、選挙等で選ばれて受けたわけです。

今回報酬を改定すればもっと若い人が来るだろう、そう思うわけですがけれども、その前に、坂井議員も申したけれども、議員の質の改革だとおっしゃっておられたようでございます。やはりもっと議会議員も、個人的な中傷をするのが議会の場所ではなくて、審議を中心に考えるのが議員ですから、その考えたことが反映されるような、いろいろ議員同士の温かいお互いの助け合いですか、理解し合う、そういう議会を目指せば、まだまだ今の報酬でも十分いいと言って立候補してくれる方もおられるのではないかと私は思っています。

ここにも書かれていますけれども、この低い報酬ではなかなか入って生活ができる優秀な議員が集まらない、そう申していますけれども、若い人にも入ってもらいたいのはわかりますけれども、政治を最初から学校とかいろいろで勉強して、政治の力がわかっている人はそういう世界でそう来ている、またサラリーマン、あるいは一般のいろいろな職業を持って働いている方が、では報酬がいいからそっちに乗りかえようか、これはちょっとやはり、ある程度無理ではないのかなと私は思います。自分も政治は全然わからなくて入ったわけですがけれども、ですから今回議席を14から12にしようといったときになぜ反対したかという、これから政治をやってみようという方が幾らかでも入りやすい議席というか、枠をつくっておかないと、自分が政治的に入る時期が来て、入ろうと思ったら枠もなくて入れない、それでもうチャンスもない、そうなってしまうために議席だけは一応反対しました。

ただ、報酬については、今回見直すと言っていますけれども、そんなに見直す、自分は4年やっていて議員報酬が低くてというのは余り感じなかったものですから、こういう発言になってしまいますけれども、その点、坂井議員は報酬を上げればもっと寄るといふように申しましておりますけれども、果たして坂井議員もそう思われている、思ったかもしれないけれども、日本の平均、全国平均が25万円と言っていますけれども、仕事量というのか、出勤している日数から比較すると妥当かなと私は思うのですけれども。1日当たりをどのくらいに計算した額で決めていますか、ちょっとその辺のお答え願います。

○小島幸典議長 坂井議員。

○10番 坂井孝次議員 今、1日どれくらいで見積もっていますかというようなことですよね。私はちょっとそれに関しては、今は準備がしてありませんし、その数値も考えておりません。

ただ、言われているように、私は、報酬を上げてもらわなくても議員になって、そういう人もこれからいっぱいいると思うということを言われていますけれども、私はいないと思っているのです

よ。いないと思っています。現実にも、そういう形で地方議員のなり手がいないというのは、どこも問題ではないですか。それは国が、よく聞いてみると国が、町村議会の議員の報酬は約25万円、市会議員が50万円、2倍ですよ。県会議員が100万円、それも2倍ですよ。国会議員は何百万か知りませんが、そういうふうな決め方で現状わからない人たちが地方議員の報酬等を指導しているということには根拠があると思いますけれども、その根拠で進んできた現実でなかなか手がないということは、明らかに議員の魅力はないのだと思います。魅力というのは、何が魅力があるって、やりがいというのがあると思います。それからお金に対して、ああこれだったら自分の生活も楽になりそうだし、この中で活動できるのならやってみたいということがあると思います。だから、魅力のとり方によっていろいろ違うと思いますけれども、一番大事なのは、生活ができる、家族を養える、それが本来の仕事を選択する第一番だと思います。その中でこの仕事はおもしろそうだとすることでやると思いますので、私はそういう観点からいくと、今言われたのに関して、なかなか報酬を上げて来ないのではないかみたいな趣旨で聞きましたけれども、私はそういうことが必要だから、それをやってみたら議員の数がふえる一要因になると思っています。

提案された趣旨の中でもそういうふうに、文面を見ると、私は必要性がある、報酬を上げる必要性があるというふうに理解していますので、その点には十分提案者の意見も理解したつもりで話をしています。ですから今、幾らと見ていますかということに対しては、ごめんなさい、私ちょっと、その用意はしておりませんので、いずれにしても、25万円では魅力がないということだけについては言えると思っています。

以上です。

○小島幸典議長 瀬山登議員。

○3番 瀬山 登議員 先ほど報酬のことを金額、1日幾らというのは言っていましたけれども、見ていないということですが、この間、確定申告をしたときに自分の議員報酬入れましたら、たしか約400万円近くだったと思います。実際に出ているのは定例会が4回、それとそれに伴う前の全員協議会、常任委員会とか、いろいろあります。多くても全体で2カ月は出ないのかなとは自分では思っています。約60日ぐらいかなと思っています。ですから、それを割ると単純に出るのかなと思っています。

そして、議員のなり手の魅力ですけれども、やはり町、先ほども同じことをちょっと、重複しますが、議員として出てきて、例えば工業団地をお願いしたい、あるいは商業地をやりたい、また国道354号の周りの開発をしたいなんていうときに、周りの議員同士で意見が全部一致して、それがあつた程度町にぶつけて進んでいくようであれば、また議員の魅力もあると思うのです。ところが、先ほど申したとおり、少し内部で意見がすぐ分かれてしまう、発言した人によってそれが向いていくとかというのはないのですけれども、要するに議員同士が一つの目的を持ってきちんとできないところがある、できるところもあるのですよ、できないところもあるので、そういうのを改

革して、やはり幾らか中身をうまくやっているとまたいいのではないかと思うのですけれども、その辺どう思いますか。

○小島幸典議長 坂井議員。

○10番 坂井孝次議員 ごもっともだと思います。結果的に、議会というのは合議制で物事を判断するわけですから、そこで物事は決まるわけですから、最後まで争っていたり、最後まで議論を闘わせているだけではだめなのですよ。最後にはみんなが、いろいろの意見が出た上で、それを合意をもって決める、結果的にいつも合意をもって決まっているのだと思いますけれども。とにかく今言われているように、仕事に対していつもぎくしゃくしているというようなことを意味されているのだと思いますけれども、私もそういうのではないとは思っていません。あると思っています。それはしかし議会の構成ですから、これはしようがないのですよ。私が言うことではないと思いますけれども。そういう考え方の人もあるわけですから。だから、議会は合議制だと言っても、代表として出てきているわけですから、それに対してああだこうだと言っても、これはしようがないことで、町民に対しては、だから現状の問題点を、議員の皆さんがこういう問題点があるということをよく言って、これではおかしいでしょうということを、自分の正しいことを説得することが必要だと思います。説得できなければ自分が悪いのです。そう考えてもらったほうが私はいいと思います。

○小島幸典議長 瀬山登議員。

○3番 瀬山 登議員 そういうことで、報酬だけが魅力ではないということがわかりましたので、この件については、私は報酬改定を求めることには一応賛成はできません。反対するつもりですので、よろしくお願いします。

○小島幸典議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

大野貞夫議員。

〔11番 大野貞夫議員登壇〕

○11番 大野貞夫議員 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正を求める決議案に反対の立場で討論に参加します。

さきの議会初日の冒頭に、定数削減ということが出ました。私はそのときに削減には反対だということで反対したわけですが、発議者のこの文面においても、政治に対する関心度の低さとか、と同時に議員報酬の低さが大きな要因と考えるということについては、私は全く同感なのです。この間、初日にそういうことが決議され、議員定数の削減ということについては否決をされたということで、この問題については今議会において決着がついたわけですが、新たに出てきた条例の一部改正を求める決議案については、この出し方の問題については先ほど松島議員からも出ました

ように、厳密に言うと、趣旨はわかりますけれども、やっぱり手続上の問題とすればちょっと問題があるのかなというふうに私も思います。

議員のなり手不足ということは、もちろん議員報酬が低いということについては、これは大きな要因であることは間違いありません。しかし、同時に、議員報酬だけではなくて、今、瀬山議員とのやりとりの中でも言われているように、報酬だけの問題では私はないと思うのです。やはりそこに議会と住民との間の距離感といいますか、非常に、議会は何をやっているのだろうかかなというように、有権者になかなか議会の姿が見えにくいということが一面では私はあると思います。そこをどう関心を持っていただくか、有権者のほうにも私は関心の低さというのは一応の責任があると思いますけれども、議会とすれば、そこを真剣に考えなければならない。そういうことを含めて、やはりこれを拙速に、今この議会で決めていくということについてはちょっと拙速ではないかなというのが偽らざる私の気持ちでもあります。

ですから、考えてみてください。もうあと1カ月後には町会議員の選挙があるわけです。1カ月後には新たな議会構成の中で決まっていくわけですから、そこに向けてもう少し話し合いの場を持ってやっていくことが私は今の時点では必要ではないかという点で、今回ここに出されたことに対しては、あえてここで決議をする必要は、もちろん賛成反対、これやるわけですが、決議案を決める、この内容で決めることは必要ではないという考えで、一応私は反対という立場で自分の考えを表明しておきます。

以上です。

○小島幸典議長 ほかに討論ありませんか。

黒田重利議員。

〔1番 黒田重利議員登壇〕

○1番 黒田重利議員 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正を求める決議案に対して賛成の立場で討論をいたします。

さきの全員協議会の中で、先ほどから定数の削減、それプラス議員の報酬アップというような話は、議員の中でもさんざん出ている話だと思っています。その中で最後のほうに、前回のところでも議会改革が必要であると、いろんなところで、ではそういうことをやっていきたいと思います、今回その前回の全員協議会の中で賛成だよと、こういうことには賛成だよという意見が多々ありました。皆さんが活躍しやすい、そういった場所で議員、私は定数を減らすというのは反対でした。その後、きょう坂井議員が、報酬、これは見るとアップということですが、坂井議員の頭の中は報酬アップだけではなく、これから先を見越した、次の世代の人たちがもっと議会に興味を持てるような、こういうことをやっていけばこの議会よくなるのではないかと、これのほう議会改革になるのではないかと、その中で邑楽町特別職報酬等審議会というところで話し合っていたかと、そういうことからまず最初に少しでも何かを始めていこうではないかという意味合いで私は受け取っておりま

す。

前回、全員協議会の中で、報酬アップの件については皆さん賛成していたと思うのですが、公にこういうことがこうなりますよと、こうしていきましょよといったところで口を結んでしまう。なぜかわかりませんが、私はちょっと理解ができないかなと思います。私はこういうことを率先的に、自分たちの意見も、やはり町民の方に意見ができるような、そういう改革が必要かなと。その点も含めまして、この邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正を求める決議案に賛成の立場であるというのを意思表示をいたします。

以上です。

○小島幸典議長 ほかに討論ありませんか。

松島茂喜議員。

〔4番 松島茂喜議員登壇〕

○4番 松島茂喜議員 発議第2号に対しまして反対の立場から討論をいたします。

先ほど質疑の中でも私申し上げましたが、まずはその表題といいましょか、題目ですね、これはどう考えても私はおかしいと思っています。邑楽町特別職報酬等審議会の開催を求めるという表題であれば、その中身についても私も審議するという立場にあるのかなと思うのですが、議会みずから条例の改正を行うわけですので、そこに議員みずから求めてしまうという、前代未聞かなと私は思います。報酬審議会を開催、とりあえずしていただくと。しかし、その目的というか、趣旨は、先日定数の削減を否決をいたしましたので、定数は維持したまま報酬だけを引き上げる、そういった趣旨です、明らかに。対案として坂井議員が出された内容を見れば、まさにそのとおりかと思えます。

私が提案させていただいたのは、勘違いをしないでいただきたいのですが、議員定数を削減し、みずから身を切り、そして報酬をその分だけ引き上げさせていただくことで議会改革を進めていく基盤づくりができるのではないかという趣旨のもとに提案をさせていただきました。対案として出てきたのは、その定数は削減せず報酬だけを引き上げるべきだ、生活ができるレベルまで上げるべきだ、そういった内容になっております。果たして町民の方々がこの内容で納得するかしないかといえば、当然私は納得をしないと思っています。定数を維持したまま報酬を引き上げるというのであれば、その具体的な根拠が必要だということです。低額だから議員のなり手がいないということだけでは、私ももちろんないと思っています。議会に対する関心の低さ、そういったものも原因にあるのかもしれない。先ほど大野議員がおっしゃったように、それは関心を持たない町民の方々が悪いということではないのですよ。もちろん関心を持たない理由がそこにはあるわけで、私たち議員が町民の方々に関心を持っていただくようなことをやっていないから関心が持たれないのです。そのためには、議会改革の一環として議会報告会を議会で開催したり、近隣の町村にあるように議会基本条例、これの制定をするとか、さまざまな取り組みをやっていきます、ほかの自治体

は。近隣の市町村見ても、非常にその議会改革の部分については、この邑楽町議会は立ちおけています。そういったことをまず行うためには、自分の身を切って、やはりその分の報酬を引き上げることで、それが活動費に回せるわけですから、その中で今私が申し上げたように議会報告会を開催したり、そしてまた議会基本条例にのっとってさまざまな取り組みをすることが可能になってくるわけです。

名誉職から専門職へというお話もさせていただきました。時代とともに議員の役割は、幅広い町民のニーズの広がりによって、我々のその役割というのは拡大してきていると思います。それに対応するためには、従来のように名誉職という位置づけでは、これは町のために働くことができません。やはり専門性を持って、しっかり私たちもスキルをアップして、そしてさまざまな問題解決に取り組んでいく、そういったことが必要になろうかと思えます。そのためには、まず自分の身を切って、そして報酬をその分だけ引き上げさせていただいて、その後まだ必要だとあれば、報酬審議会のほうに諮って、そういった順序がやはり私は必要不可欠だというふうに思っておりますし、今後議会改革、次の改選後どういうふうに進めていくか、それはわかりませんが、定数を維持したまま報酬だけを上げていくというのは、これは民意に反しているという観点から、私は反対の立場とさせていただきます。

以上です。

○小島幸典議長 ほかに討論ありませんか。

塩井早苗議員。

〔5番 塩井早苗議員登壇〕

○5番 塩井早苗議員 私は、発議第2号に対して賛成討論をさせていただきます。

先ほど趣旨説明の冒頭で坂井議員がおっしゃった説明に対して、22日の全員協議会での件がございました。22日の全員協議会では、対案を出してくれという発言が松島議員からございました。坂井議員はそのとき、はい、いいです、出します、出させていただきますと言いました。人間が一回言ったことはしっかりと責任を果たす、有言実行の行動だったと私は思います。先ほど拙速ではないかという話題もございました。これは拙速ではなくて、今議会で提出しなければ次にずっと流れてしまう、そういうふうに坂井議員は判断されたのだと思います。

それで、これは町行政に願います、議員全員が質疑をして、こういう議題が上がっている、報酬が少ないのではないかと、これは本当にどこの市町村でも少ない、町、村では特に少ない。そしてまた不信感というのは、政務活動費が不正に使われたり、白紙の領収書を添付したり、議員たちのモラルが欠如しています。これは全国至るところで、富山市議会やら、もう言い出せないほどたくさんございました。そういう政治に対する不信感、議員に対する不信感、それは本当に国民を、町民をがっかりさせています。私たちは、自分たちはしっかり仕事をしていきます、そのことを表明したりアピールしたり、町民の皆様に訴えたり、そしてそれに見合うちゃんとした報酬はいただく

よ、これは日本では余り自分の給料のことを言わないようですが、世界では自分の給料は自分のアピールにかかっている、それは当然の流れです。これは、この提出は初めの一步でございませぬ。決して拙速ではございませぬ。

内容としては、「邑楽町特別職報酬等審議会で検討されることを望む」という記でございませぬ。この中でしっかりと審議していただき、議員たちがどのように感じているか、また新しい議員がどのように出てくるか、そういうことを本当に町民は望んでいると思ひます。

よって、発議第2号に対して賛成討論とさせていただきます。

○小島幸典議長 ほかに討論ありませんか。

大賀孝訓議員。

〔2番 大賀孝訓議員登壇〕

○2番 大賀孝訓議員 本決議案に対して賛成の立場から討論を行います。

今、賛成、反対、いろんな立場の議員から討論が出ましたけれども、それぞれ思ひのたけは一緒だと思ひております。邑楽町議会をさらによくするためにどうしたらいいかということだと思ひております。

一つは、議員報酬を上げる上げないとかという問題の前に、まず議員のやっていることがまだ町民の中に広くアピールできていないというのも事実でございませぬ。これらについては、先ほど松島議員がおっしゃったように、議会報告会を丁寧に行うとか、あるいは一つの問題に対して徹底した討論を町民を巻き込んで行うとか、いろいろな方法があろうかと思ひますけれども、いずれにしても、議会としての立場を明確に町民に示していくことは一番大事なことであるというふうに思ひております。

議員報酬についても、10年来全く手がつけられていないという問題、20年ですか、失礼しました、20年来手がつけられていないという件もございませぬ。この中でやはり一つの問題提起としてこれが出されたのだというふうに思ひます。ですから、議員報酬云々という前に、まず議員としての立場を我々が明確にして、それを町民に問う、報酬はいかにあるべきかと。さらに、来月予定されている町議会議員選挙でも議員定数が割れるのではないかと、立候補予定者が割れるのではないかとという議論も起こっておりますけれども、これはふたをあけてみないとわからないと。そういった問題も含めて、とりあえず審議会を立ち上げていただき、この中で広く時間をかけた、そして答申を経て、その答申をもとに議員報酬をもう一度見直してみるということが必要なのではなからうかと思ひております。

したがいまして、今、塩井議員がおっしゃったように、報酬をこれだけ上げるとかなんとかということよりも、まず一つの、3月議会で審議会を設置して、一つの議会改革の足がかりにしていくためにもこういった議決が必要になってくるかなというふうに思ひております。したがいまして、まず問題提起をここで、この3月議会で問題提起をしておいて、これから時間をかけて議員報酬等

についてもきちんと町民の意見等を聞いて、審議会で徹底した議論のもと答申を経ることがまず第一ではないかなというふうに考えております。

したがって、この決議案に対して賛成の立場から討論をさせていただきました。

○小島幸典議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより発議第2号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正を求める決議案を採決します。

この採決は記名投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○小島幸典議長 ただいまの出席議員数は11人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に松村潤議員、神谷長平議員、半田晴議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○小島幸典議長 念のため申し上げます。賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載し、自己の氏名もあわせて記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○小島幸典議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○松崎嘉雄事務局長 それでは、点呼をとらせていただきます。

1番、黒田重利議員、2番、大賀孝訓議員、3番、瀬山登議員、4番、松島茂喜議員、5番、塩井早苗議員、6番、原義裕議員、7番、松村潤議員、8番、神谷長平議員、9番、半田晴議員、10番、坂井孝次議員、11番、大野貞夫議員。

以上であります。

○小島幸典議長 投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

松村潤議員、神谷長平議員、半田晴議員、立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○小島幸典議長 投票の結果を報告します。

投票総数11票。

そのうち

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票のうち 賛成 4票

反対 7票

以上のとおり、反対が多数です。

よって、発議第2号は否決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○小島幸典議長 記名投票の結果を報告します。

賛成議員

1番、黒田重利議員、2番、大賀孝訓議員、5番、塩井早苗議員、10番、坂井孝次議員

反対議員

3番、瀬山 登議員、4番、松島茂喜議員、6番、原 義裕議員、7番、松村 潤議員

8番、神谷長平議員、9番、半田 晴議員、11番、大野貞夫議員

以上であります。

暫時休憩といたします。

〔午前11時11分 休憩〕

○小島幸典議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前11時25分 再開〕

◎日程第2 請願・陳情

○小島幸典議長 日程第2、請願・陳情を議題とします。

委員長の報告を求めます。

松村潤総務教育常任委員長。

〔松村 潤総務教育常任委員長登壇〕

○松村 潤総務教育常任委員長 総務教育常任委員会に付託された請願について、審査結果を報告いたします。

請願第7号 「会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める」意見書提出を要請する請願書につきましては、地方公務員法の改正が予定され、今後雇用情勢は変わってくるであろうことが予想される。ここで早急に請願を採択しなくても、その後でも十分対応できるだろうとの判断から、不採択と決定いたしました。

以上、報告いたします。

○小島幸典議長 請願第7号 「会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める」意見書提出を要請する請願書について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

大野貞夫議員。

○11番 大野貞夫議員 この請願については、私、紹介議員の一人として、私の名前で提出をしたものであります。

審査結果については、不採択ということで、総務教育常任委員会としての多数決の中でこういう結果が出たのだと思いますが、結果については、私は尊重いたしますが、非常に残念でなりませんし、邑楽町議会の見識を私は疑わざるを得ない、そのように思います。もちろん会計年度任用職員制度に伴って、来年度国のほうの考え方とすれば、やはり正規職員、非正規職員をなくしていく、多くの国民の要望に沿った内容ではなかったかというふうに思うわけですが、さきの議会の中でも、特に正規職員と非正規職員のことについて、保育士等の問題も絡めていろいろ議論になったところでもありますけれども、これを「要望内容が不適当なため」というふうになっているわけですが、確かに国の財政措置が、これも定かでないということは、私もそのように思います。しかし、大勢とすれば、こういう不公平感をなくしていこうというのは多くの国民が望んでいることではないかと。これに対して、せめて邑楽町議会とすれば、不採択ということではなくて、せめて継続審議にならなかったのか、その辺が非常に残念でならないのですけれども、委員長の見解を伺いたいと思います。

○小島幸典議長 松村潤議員。

○松村 潤総務教育常任委員長 総務教育常任委員会のほうでは、来年4月、これが施行されるわけですが、法律が施行されて、その結果満足できないようであるならば、その時点で要望提出すればよいのではないかと、このような意見が主でありました。それ以前に、この提出するのは時期尚早ではないかと、こういうことをございます。私も委員長として、個人的な発言は控えさせていただきます。

○小島幸典議長 大野貞夫議員。

○11番 大野貞夫議員 具体的に金額は云々ということではないわけですよ、請願の内容は。今まさに私は委員長自身もじくじたる気持ちではないかと思えますけれども、非常に今後の請願の扱い方についても、ぜひここでこれを機にして、その審議の仕方等についてもぜひ考慮していただければというふうに思います。答弁は要りません。

以上です。

○小島幸典議長 ほかに質疑ありませんか。

塩井早苗議員。

○5番 塩井早苗議員 私もこれが不採択、それが「要望内容が不適当なため」というこの理由に対して、とても残念でございます。

さて、これから国が出す方針を見てからというふうなご意見だったというご説明でしたけれども、国はこの間もプレミアム商品券出します、出します、消費税増税にかけて、ちょっと話がそれますが、消費税増税にかけてプレミアム商品券を出して困窮者を救いますと。出てきたのは80万円以下の非課税所得だけが対象、生活保護者そのほかは除くという条件つきでございます。そのほかに国が出してきた政策として幼児教育無償化、これも言葉で、テレビで見ていると、幼児教育無償化という言葉が、全員の方にするのだろうか、国はそんなにしてくれるのだろうか、誰もがお母さんが期待をしていました。それなのに、幼児教育無償化で私たちすごく今度楽になるのよと私に言うのです。ええっ、でもそれ80万円以下の非課税所得だけなのよと。そこは全く報道されていません。テレビでの報道はこんなに短くて、そこのところを理解するまでに至りません。国の方針として、この意見書提出を求める、国にお願いするだけですから、これも効力を持たないかもしれせん。国の、本当にやりますよと、言葉では本当に聞こえて、それを実際やっていない政権に対して、私はとても危惧を感じております。この「要望内容が不適当なため」というところの説明を、個人の見解を申し上げられないと言いましたけれども、委員長ですので、しっかりとその辺のご意見も頂戴いたしたいと思います。

○小島幸典議長 松村潤議員。

○松村 潤総務教育常任委員長 いろいろお話はありましたけれども、この法律がスタートすることによって本当に、繰り返しになりますけれども、今後雇用情勢というものが変わってくるであろうことが予想されると、本当にまさにここのところの問題でございます。そして、そういった状況を見てから、それからでも遅くはないと、こういう採決をしたわけです。これは総務教育常任委員会での判断した結論でありまして、尊重したいと思います。

○小島幸典議長 塩井早苗議員。

○5番 塩井早苗議員 では、状況はいつまで見るのですか。いつまで待っているのですか。

○小島幸典議長 松村潤議員。

○松村 潤総務教育常任委員長 個人的なお話はここでできません。あくまでも総務教育常任委員会

で決まったことですから、それに従って話を進める以外ありません。そういった中で、法律の内容を精査してからでも、また町独自の給与システムも考えてもいいと、こういうところまで話をしました。そういった話の中で結論として不採択を決定したわけでございます。

○小島幸典議長 塩井早苗議員。3問目です。

○5番 塩井早苗議員 今の説明がちょっとわからなかったのですけれども、どういう審議がされたかというところで、いろんなご意見が出ましたというところが、ではそのこのところの、いつまで待つかというところの返事がいただけなかった、その流れを見るだけというのでよろしかったかどうか、そのこのところをもう一度確認させてください。

○小島幸典議長 松村潤議員。

○松村 潤総務教育常任委員長 いろいろ話は出ましたけれども、結論として不採択ということになったわけですが、この書かれているところの「臨時・非常勤職員の賃金・労働条件の改善に必要な地方自治体の財源を確保すること」ということは基本的には難しいと、こういうことなので、今後施行されて、そして状況を見た中で判断してそういった請願を出していくことが正常なやり方ではないかなと。今ここで出していく、採択することについては時期尚早ということでありませぬ。

○小島幸典議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 これにて討論を終結します。

これより請願第7号 「会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める」意見書提出を要請する請願書を採決します。

本請願に対する委員長の報告は不採択であります。本請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○小島幸典議長 起立少数。

よって、請願第7号は不採択と決定しました。

◎日程第3 閉会中の継続調査について

○小島幸典議長 日程第3、閉会中の継続調査についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に印刷配付してあります継続調査事項一覧表のとおり申し出がありました。

お諮りします。各委員長より申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定します。

◎町長の挨拶

○小島幸典議長 以上をもちまして、今期定例会の日程は全て終了しました。

閉会に当たり、町長から発言の申し出がありますので、許可します。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 平成31年第1回邑楽町議会定例会の閉会に当たり、一言お礼の言葉を申し上げます。

3月5日に開会された定例会は、本日15日最終日となりました。この間、各条例の改正をはじめ、各会計補正予算、平成31年度一般会計予算、各特別会計予算を提案をいたしましたところ、議案を全て可決いただきまして、ありがとうございました。

邑楽町は昨年、町制施行50周年でありました。迎えた本年は、次への50年、100年を見据えた第一歩の年であります。平成31年度予算審議では、貴重なご意見や要望をいただきました。今後の事業執行に役立て、力強く進んでいきたいと思っております。そのため、完成した中央公民館では、教育と文化のまち邑楽の充実のため、拠点施設として活用を進めていきたいと思っております。また、町民の皆さんが日々健康で生活ができるために、生活習慣病などの早期発見のための健診事業、早期治療に向けた食事や運動の指導など支援ができる体制づくりを進めます。少子高齢化が今後ますます進む中、町民の皆さんが自主的に取り組んでいただいている邑助けネットワークについて、地域連携を密にし、地域の皆さんが安心して生活ができる地域づくりを目指します。議決をいただいた予算について、大切に執行し、費用対効果が発揮できるよう取り組んでまいります。

結びに、議員各位には、本年が統一地方選挙に当たり、改選を迎えることとなりますが、健康には十分留意され、見事負託を受け、これからもまちづくりのためにご活躍されますようご祈念申し上げます。御礼のご挨拶といたします。大変ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○小島幸典議長 以上で平成31年第1回邑楽町議会定例会を閉会します。

ご協力いただきまして、ありがとうございました。

〔午前11時43分 閉会〕